

KSKR

No.203

2015
Jun.

6

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

特 定非営利活動法人奈良県自閉症協会の2015年度総会が6月11日大和郡山市三の丸会館で行われました。これまでの助成金事業をはじめ、行事消化型の活動を改め、真に必要な協会活動を模索することになりました。今年からは療育部・成人部などに分けていた従来の部活動を地区別に分かれての活動とすることになりました。これには、昨今の若いお母さんの多くがお仕事をされるようになったことと、様々な支援が整備されてきたことなどから、昔のような子育てと療育にかかりつきになりざるを得なかった母親環境が変化してきたことがあります。部の世話役となる人の確保もむずかしくなり、忙しくて行事参加も苦痛になってきたようです。しかし自閉症スペクトラム児の子育てに手がかかるのは事実であり、子どもとのふれあいの時間や療育の質は各家庭でしっかり確保されなければなりません。今後は子どもたちの療育を助けるための出来るだけ効率のよい活動にしていきたいと思ひます。総会当日次の方が来賓としてお越しくさいます。改めて感謝申し上げます。(敬称略)

大和郡山市長上田清(うえだきよし)、奈良県健康福祉部障害福祉課長補佐 田中成和、でいあセンター長森山貴司(もりやまたかし)、奈良県教育委員会事務局学校教育課

主幹中川貴明(なかがわたかあき)、奈良県議会議員猪奥美里(いおくみさと)、奈良県議会議員梶川けんじ(かじかわけんじ)、奈良県議会議員小林てるよ(こばやしてるよ)、奈良県議会議員宮本次郎(みやもとじろう)、衆議院議員奥野信亮(おくのしんすけ)、代理秘書田仲央和(たなかひろかず)、衆議院議員高市早苗(たかいちさなえ)、代理秘書木下守(きのしたまもる)、衆議院議員馬淵澄夫(まぶちすみお)、代理秘書 松山圭介(まつやまけいすけ)、衆議院議員田野瀬太道(たのせたいどう)、代理秘書亀田忠彦(かめだただひこ)、参議院議員堀井巖(ほりいいわお)、代理秘書正田進一(ひきだしんいち)、参議院議員前川きよし(げんかわきよし)、代理秘書木沢良一(きざわりょういち)、一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会理事長 阪口貴子(さかぐちたかこ)、奈良県重症心身障害児者を守る会江原明(えはらあきら)、奈良県高機能自閉症児者の会アスカ 小芝愛子(こしばあいこ)、川西町LD研究会 松村定則(まつむらさだのり)、中学生のなやみの相談室 城山吉文(しろやまよしふみ)以上

河村

一般 社団法人日本自閉症協会近畿ブロックが共催するNHKハートフォーラム「自閉症・発達障害のある子どもの自立をめざ

して」が2015年6月6日ドーンセンター(大阪府男女共同参画・青少年センター)で行われました。午前の部では井上雅彦(鳥取大学大学院医学系研究科教授)先生による講演がありました。先生は年間700件から800件、2才から50代の人にわたる相談にのられているという超多忙なお仕事内容のようです。発達障害支援の内容は本人個々それぞれの特性に応じて違うものであり、またライフステージによって相談支援の内容が違ふことを述べられていました。とくに、本人のみならず家族支援の必要性和重要性を力説されました。中でもペアレントメンターの果たす役割の重要性があります。メンターの活躍される場として

- ①検診後の親子教室
- ②病院でのメンター相談事業
- ③メンター参加のペアレントトレーニング
- ④サポートブック作成会
- ⑤就学相談
- ⑥個別の支援ファイル作成支援
- ⑦学齢期の相談
- ⑧進路相談
- ⑨福祉制度に関する情報提供など先輩お母さんとしての活動が求められます。ほかユニバーサルな支援環境を作ることやA君の具体的記録映像を使った支援の実例などが心に残りました。

河村

第8回障害者権利条約締約国会議における

国際連合日本政府常駐代表

吉川元偉大使によるステートメント

2015年6月9日

ニューヨーク

議長、

まず、この重要な会議の議長に就任されました呉俊大使にお祝いを申し上げます。我が国の代表団が議長を全面的にサポートいたしますことをお約束したいと思います。

現在、ポスト2015開発アジェンダに関する交渉が進められております。日本は、ポスト2015開発アジェンダが、「誰も取り残されることのない」、人中心のアプローチに基づいたものでなければならないという考えを強く支持しています。そして、このアプローチが、人間の安全保障という概念につながると信じております。このインクルーシブなア

プローチは、持続可能な開発に欠かせません。今年の3月に仙台で開催されました第3回国連防災世界会議で、日本はこのような人中心のアプローチの重要性を強調いたしました。日本の安倍晋三内閣総理大臣は、障害のある人々に配慮し、その積極的な参加を得ることにより、防災に取り組んでいく意向を表明しました。また、仙台会議では、障害のある人々が防災分野において重要なステークホルダーであるという点で合意が得られました。

議長、

私たちは、議長によって選ばれた「ポスト2015開発アジェンダにおける障害者の権利の主流化」というテーマを歓迎いたします。また、昨年7月に合意が得られました、持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループの報告全体を通じて、障害のある人々への言

及が見られることを喜ばしく思っております。最近、ポスト2015開発アジェンダの採択を目的とする国連サミットの成果文書ゼロドラフトが、加盟国に回覧されました。これにも、障害のある人々への言及があります。私たちは、これらの言及を最終成果文書に残すことが重要であると信じています。開発において障害のある人々の主流化を実現するには、障害のある人々自身に、独立かつ自律した社会の一員となるための権利が与えられることが非常に重要です。さらに、障害のある人々は、地域レベル、国家レベル、そして国際レベルなど、あらゆるレベルのガバナンスに、貢献する主体者として参加しなければなりません。この考え方は、障害者権利条約と深く共鳴するものです。

議長、

ここで、障害のある人々による政策

計画への参加の一例を紹介させていただきます。これは、障害のある人々の主流化を実現するために極めて重要なことです。今日、ご自身も全盲である石川准教授が、我が国の代表団の一員として参加してくださっています。彼は、障害者政策委員会の委員長で、この委員会は、障害者権利条約に基づく日本の監視機構です。日本の委員会の委員は、その約半数が、ご自身も障害がある方々か、あるいは、障害のある家族を持つ方々です。

議長、

障害のある人々が参加できるインクルーシブな社会の実現を求める声が、近年、高まっています。これに応えて、我が国の代表団は今週、日本財団とともに、経験と教訓を締約国および市民社会と共有し、交換することを目的とした、さまざまなサイドイベントを共催しておりま

す。

議長、

ポスト2015開発アジェンダの採択後も、国際協力は引き続き重要となります。これに関連して、私は障害のある人々が単なる保護の対象ではないということを強調したいと思います。ここで、日本による国際協力の一例をご紹介します。日本はコロンビアで、地雷の犠牲となった人々のための開発プロジェクトを実施し、障害のある日本人専門家の派遣と、コロンビア人専門家に対する研修などを行いました。このプロジェクトは、その後行われたリハビリテーションマニュアル編集の準備段階としての役割を果たしました。また、同じプロジェクトの一環として、障害のある人々自身が、社会への再統合や障害のある人々の権利などの問題に関するセミナーを開きました。このコ

ロンビアの事例のような、障害のある人々の積極的な参加は、地域レベルでのインクルーシブな社会の実現に欠かせません。

議長、

最後に、日本は引き続き、努力を積み重ねることにより、着実に前進していくということを、改めて申し上げます。また、締約国と市民社会には、それぞれ独自の取り組みを増やしていただきますよう、お願い申し上げます。インクルーシブな社会では、地域レベル、国家レベル、そして国際レベルなど、いかなるレベルにおいても、誰も取り残されることはなく、このような社会は、すべてのステークホルダーによって強化される、人中心のアプローチを通じて実現されるものと、私は確信しております。

議長、ありがとうございます。

国連障害者権利条約第12条に適合するよう 成年後見制度の抜本見直しを提案します

2014年6月6日

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎晃資

このたび、障害者基本法改正・障害者総合支援法・差別解消法等の法整備をふまえて、国連障害者権利条約が批准されたことは、障害者の人権の確立にとって大きな前進であると期待をしています。

しかし成年後見制度の現状は、被後見人に選挙権が与えられたとはいえ、下記のように同条約12条の規定に抵触しています。障害者の意思決定の支援の観点から、速やかに成年後見制度の運用の改善を図ると共に、成年後見制度の権利制限について抜本的な見直し検討を開始するよう提案します。

記

1. 国連障害者権利条約第12条は、成年後見制度の見直しを求めています。

第1項 障害者はすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有する。

（知的・発達障害者等も意思決定の権利主体であるとしています。）

第2項 障害者は生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有する。

（知的・発達障害者等は生活の全側面で意思に応じた行為能力があるとしています。）

第3項 国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

（国に知的・発達障害者等への意思決定支援の体制をつくることを求めています。）

第4項 （法的能力の行使に関する措置において濫用を防止するため、次の条件を示しています。これは、成年後見制度の運用条件と理解できます。）

- ①本人の権利・意思・選好の尊重
- ②利益相反の回避・不当な影響の排除
- ③本人の変動する状況への適合
- ④短期間の適用
- ⑤定期的審査



2. 1999年、欧州評議会は「判断能力不十分な成年者の法的保護原則」を採択しました。

（ここには、障害者権利条約第12条に影響を与えた基本的な考え方が示されています。）

- (1) 支援と保護は、本人の状況と必要に応じて、柔軟でなければならない。
- (2) 法的能力は変動するので、機械的に完全に剥奪してはならない。
- (3) 支援と保護は、本人の基本的権利に対して最小制約的でなければならない。
- (4) あらゆる支援手段は、本人の意向を尊重したものでなければならない。
- (5) 本人が自ら意思決定できるように支援し、なおできない場合に限り、代行決定が許容される。

3. 2014年4月、国連障害者権利委員会は障害者権利条約第12条についての一般意見書を採択しました。

この一般意見書は、権利条約第12条の解釈について、一切の代理決定の制度を廃止して、支援された意思決定の制度に切り替えるよう求めています。しかし、どの国もこの新たな解釈に適合する国内法を整備しておらず、苦慮しているところであると伝えられています。とはいえ、このような根源的な改革を求められている以上、直ちにこの一般意見書に完全に沿うことは難しいとしても、障害者の権利を大きく制約している我が国の現行成年

後見制度を一刻も早くよりよい制度に改める必要があります。

4. 成年後見制度の運用問題を早急に解決するよう提案します。

障害者権利条約第12条第4項にも抵触する以下のような運用問題を、早急に解決するよう提案します。

- (1) 後見類型が85%を占め、いびつな運用となっています。補助類型をもっと活用して、必要に応じて同意権を設定する等の運用をすること。
- (2) 類型の変更をしやすくして、定期見直しの仕組みを導入すること。
- (3) 後見人による財産搾取事件が頻発しているため、後見監督を十分に行うこと。
- (4) 公務員等の欠格条項を廃止すること。
- (5) 公費負担と家庭裁判所の支援体制強化を進めること。

5. 成年後見制度の一律権利制限について、見直し検討を開始するよう提案します。

保佐類型・後見類型では、本人の権利（行為能力）を一律に制限しており、障害者権利条約第12条第2項、第3項に明らかに抵触しています。後見人等はまず意思決定支援を行い、それでも本人が意思決定できない範囲に限って代行決定する仕組みに改め、さらに将来において代理決定を廃止できる条件の研究を行う条項を設けるよう、見直し検討を開始するよう提案します。

障害者施設で職員暴言

「おねしょしたのはお前か」小4男児、陰部切られる？ 職員は否定 京都・伏見の障害者施設暴言で虐待通報

京都市伏見区の障害児入所施設「桃山学園」で、発達障害がある小学4年の男児に対し、男性職員（58）がはさみを向けて、陰部を切るといった趣旨の発言をした疑いがあることが12日、施設を運営する京都府社会福祉事業団への取材で分かった。事業団は障害者虐待防止法に基づき、京都市に通報を行った。

男児の陰部には刃物で切られたような痕があり、「（職員に）切ら

れた」と話している。男性職員は、発言の一部やはさみを持っていたことは認めたが、「傷つけていない」と話しているという。

施設側の説明によると、4月20日、児童指導員の男性職員が、男児の目の前ではさみを持っている様子を、別の職員が目撃していた。22日に男児と会った父親が陰部に約1センチの傷があるのを見つけ、病院で受診させたところ、鋭利な刃物で切られたような痕があると診断された。父親が施設側に問い合わせて問題が発覚した。

施設側の事情聴取に対し、男性職員は、男児がおねしょをしたことを人のせいにしたとして「口がうそをつくのか、お前がうそをつ

くのか。お前がやったのか」と問いかけたという。その際、ドアの修理のためにはさみを所持していたと釈明している。

事業団は4月28日、市に通報。男性職員は同30日から自宅待機している。市保健福祉局は6月11日、同学園に対して障害者虐待防止法に基づく特別監査を行った。通報を受けた市は、府警にも相談している。

事業団の森本幸治常務理事は「このような事態になり大変申し訳なく思っている。事実関係を明らかにし、再発防止に努めていきたい」と話している。

産経ニュース（産経WEST 2015.6.12 19:36 更新）



平成27年6月15日

社会保障審議会障害者部会 部会長 駒村康平 様

一般社団法人日本自閉症協会 会長 山崎晃資

総合支援法3年後の見直しについての要望

Ⅰ．常時介護を要する障害者等に対する支援について

- 自閉症・発達障害等の知的障害・精神障害の人については、「介護」ではなくて「支援」とすべきである。
- 自閉症と知的障害を併せもち、行動障害のある人や、知的障害がないか軽くても触法などの社会生活上の困難を持つ人も、常時支援が必要である。
- 行動障害のある自閉症の人には、手厚い職員体制と高い専門性を必要としているため、生活を支える施設入所支援、グループホーム、短期入所について、特別な支援体制を設ける必要がある。
- 強度行動障害支援者養成研修について、指導者の育成を含めて早急な拡充を図られたい。
- 地域内の様々な支援現場に発達障害の人の支援をアドバイスできる人材の育成・派遣の仕組みが必要である。
- グループホームにおける個別のヘルパー利用の特例を恒常的な制度にすることが特に重要である。
- 入院中の付きそい支援について、ヘルパーを利用できる仕組みが必要である。
- 重度訪問介護は、個別の関係性、包括性と継続性の長所があり、充実すべきである。行動関連項目10点以上という利用制限を拡げ、常時支援を要する全ての障害者が利用できる制度にする必要がある。

Ⅱ．障害者等の移動の支援について

- 知的障害者移動支援は、地域生活支援事業であるため地域格差が大きい。通勤・通学や集団利用などの柔軟な運用は地域生活支援に残しつつも、個別的な移動支援については個別給付にすべきである。
- 公共交通機関の少ない地域においては、ヘルパーが自動車の運転を兼ねる仕組みが必要である。

Ⅲ．障害者の就労支援について

- 発達障害の人の就労支援については、障害の特性に配慮して進めることが重要である。
- 発達障害の人等が、短時間労働や低賃金であっても、就労していることを理由として障害基礎年金の支給を停止される例が多発している。生活するに足る所得保障として、障害基礎年金の支給が必要である。
- 企業において、障害者を理解して支援してきた職員が異動すると、その障害者が継続勤務できない場合が多い。職場定着支援の体制を整えることが重要である。

Ⅳ．障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方について

- 障害支援区分は、従来の2次判定結果を新しい1次判定基準に反映する仕組みである。発達障害の人については従来の区分が低すぎたので、1次判定結果がなお低く、2次判定での引き上げを抑止すべきではない。
- 調査項目については、感覚過敏や強いこだわり等による生活の困難等を加えるなど、なお修正が必要である。
- 認定調査員の障害理解を高める必要がある。

Ⅴ．障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進のあり方について

- 意思決定支援とは、障害者権利条約12条によると、その行為について意思決定の能力の不十分な障害者が、権利主体として自ら法的能力を行使するための支援である。他人が代行決定することでも、本人が自らに不利益な意思を持つ場合に「本人が決めたことだから」と放置することでもない。
- 意思決定支援には、次の要素がある。
 - ①意思疎通・情報提供支援…本人の意思をくみ取り、わかりやすく情報提供をすること。
 - ②意思形成支援…本人自身が納得して、本人にとってより良い意思決定をできるように支援すること。特に、本人が自身にとって不利益となる意思をもつ場合には、支援者は本人の最善の利益を考慮して提案し、本人が自ら納得して新たな意思を形成するように支援すること。
 - ③意思実現支援…本人の思いを実現するよう支援すること。

- 障害福祉サービスの利用においては、日常生活から就労・社会参加まで、本人に合った多様な選択肢を準備し、イラストや写真、ビデオ、実体験等、本人の理解の仕方、理解力に応じて情報提供することが重要である。
- 意思決定支援の過程では、支援者が一人の判断で進めず、複数の関係者でよく話し合うことが不可欠である。
- サービス等利用計画、個別支援計画等の作成に際しては、原則本人も参加して、本人の信頼する支援職員や、家族・後見人等を含むチームで話し合い、可能な限り本人が選択・決定し、本人なりの署名をする必要がある。
- 現在の成年後見制度は障害者権利条約 12 条に抵触しており、代行決定制度から支援つき意思決定制度への転換を図るため民法改正が必要であるが、当面、現行法内でも次の改善が必要である。
 - ①成年後見類型は本人の権利制限が強いが、成年後見利用者の 85%が後見類型に審判されている。申請・審判に当たって、なるべく補助類型・保佐類型を優先する。また審判の見直しをしやすくする。
 - ②複数後見、団体後見を進め、後見等監督人による後見人等への支援を強化する。
 - ③成年後見制度利用の公費負担・補助を拡大する。
 - ④民法 858 条には本人意思の尊重義務が規定されており、後見人等への意思決定支援の研修を徹底する。
 - ⑤相談支援事業との連携等、総合的な権利擁護の体制を強化する。
 - ⑥家庭裁判所の成年後見人員体制を整備強化し、200 以上にわたる欠格条項を廃止する。

VI. 意思疎通支援について

- 行政の全ての部門において、自閉症・発達障害の人の意思疎通支援について、理解を促進する必要がある。
- 自閉症・発達障害の人が被害者・加害者となった場合の意思疎通支援の仕組みを整える必要がある。
- 自閉症・発達障害の人の意思疎通支援機器の開発と、普及への財政的支援が必要である。

VII. 精神障害者に対する支援のあり方について

- 精神障害者保健福祉の全般において、発達障害に配慮した施策が必要である。

VIII. 高齢の障害者に対する支援のあり方について

- 高齢期の支援は、その人の成人期の環境をなるべく維持継続することを原則とすべきである。
- 65 歳以上の障害者の介護保険優先原則については、機械的に介護保険に切り替えず本人の意思や状況に配慮すること、介護保健サービスと障害福祉サービスの併用が可能であることを、さらに明確にすべきである。
- グループホーム、生活介護、施設入所支援等においては、高齢に対応するため、設備のバリアフリー化、活動内容の見直し、医療的介護の実施などが、またグループホームではヘルパーの活用等が必要である。
- 介護保険サービスに移行した時の利用者負担については、低所得者への配慮をすべきである。
- 長い間自宅で過ごした発達障害の人の高齢化問題が顕在化しつつある。障害特性に対応できる職員を配置した通所型・宿泊型の生活訓練事業やグループホームを整備する必要がある。

IX. 障害児支援について

- 放課後デーサービスが急速に増えているが、その支援の質が劣悪な事業所も多いため、支援の質を確保するための早急な対策が必要である。

X. その他の障害福祉サービスの在り方について

- 発達障害の人も障害福祉サービスを利用できる制度にはなったが、実質的に支援できる事業所が少ないため、職員研修等早急な対応が必要である。
- 障害福祉サービスの税財源を確保すべきである。
- 就労継続支援事業 B 型については、就労支援の視点だけでなく、利用者の実態に合わせて社会参加や余暇活動等の支援を含め、障害支援区分による職員配置を導入すべきである。
- 生活介護事業の名称を、事業の内容をより正確に表すため「活動支援事業」などに改めるべきである。

【一般社団法人日本自閉症協会】 〒104-0044 中央区明石町 6-22 築地 622

TEL:03-3545-3380、FAX: 03-3545-3381、E-Mail: asj@autism.or.jp

担当 常任理事・政策委員会副委員長 柴田洋弥

平成27年6月8日

関係各位

教員加配定数の計画的な削減に反対する緊急要請書

全国特別支援教育推進連盟

理事長 大南 英明

日頃より、特別支援教育の発展・充実のためにご尽力いただき心から感謝申し上げます。

さて、先日の財政制度等審議会において、教員の加配定数の計画的な削減を伴う合理化計画が主張されたことについて、教育の質の向上の妨げ及びインクルーシブ教育システム構築にも大きな影響を与えることに強い憂慮の念を抱いております。

そこで、全国特別支援教育推進連盟としましては、下記の通り要請いたします。

記

昨年1月20日に我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。同条約において、障害のある子供が十分な教育を受けられるようにするとの目的の下、可能な限り障害のある子供が障害のない子供と共に教育を受けることに配慮した「インクルーシブ教育システム構築」の理念が提唱されております。全国特別支援教育推進連盟では、この実現に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うことができるよう、多様で柔軟な仕組みを整備していくことや、教職員の専門性の向上、教育環境の整備、障害のある子供に対する様々な合理的配慮の一層の充実等に精力的に取り組んでいるところです。

義務教育段階の全児童生徒数1,030万人ですが、少子化はこれからもその傾向が続くであろうと考えられています。しかし、逆に特別支援教育の対象となる児童生徒は増加しています。小中学校の特別支援学級においても、通級による指導（通級指導教室）においてもそれぞれ増加しており、全体では3.33%約34万人となっています。3%を超えました。発達障害の可能性のある児童生徒の数は凡そ6.5%という調査の結果があります。

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、全ての学校において、発達障害を含めた障害のある子供たちに対する特別支援教育を着実に進めていくためには、特別支援学校については、小・中・高等学校等に準じた改善を図るとともに、自立と社会参加を一層推進する観点から、自立活動の充実や「一人一人の子どものニーズに応じた教育」の改善が求められています。基礎定数の自然減を反映した上で、4,200人程度の加配定数を『当然減』として合理化することが可能である」（財政審の主張）という機械的かつ一方的な「定数合理化計画」が提言されました。この提言は、教員の勤務実態を的確に把握せず、教員を疲弊させることにつながる忌々しい内容です。「心のケア」が必要な教員が年々増えています。一方で、教員の採用が計画通り出来ない自治体があり、教員採用試験の倍率が極端に下がり、質の低下を心配する自治体もあります。このままでは近い将来、看護師の二の舞になる恐ろしい事態になります。加配定数の削減は特別支援教育の充実、課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）の推進、家庭環境や地域間格差など教育格差の解消、いじめ等の問題行動への対応など学校現場の実態にそぐわないものであり、現状を維持することさえできません。

財務省の発言は、日本の将来を担う子供たちに借金を負わせたくないといいますが、あたかも子どもたちが借金を膨らませる要因になっているかのような責任転嫁であり、撤回すべきです。大人が作った借金を子供たちにツケを回すような財政健全化計画は日本の将来に禍根を残すことに他なりません。

教育への投資は負担ではなく必要不可欠な先行投資です。我が国の成長のために教育再生を推進することが必要であり、学校現場の実態にそぐわない定数合理化計画に断固反対いたします。

関係の皆様におかれましては、特別支援教育の実態を御理解のうえ、加配定数の計画的な削減を伴う合理化計画に断固反対する要請に、なにとぞご支援を賜りますようお願い申し上げます。

知的障害者施設で虐待の疑い

山口・下関

山口県下関市の知的障害者の福祉施設で職員が利用者を虐待していた疑いがあるとして、下関市は4日、施設の立ち入り調査を行いました。そのきっかけとなった映像が入ったDVDの一部を、市の担当者がおよそ1年前に見ていたことが、関係者への取材で分かりました。このとき市は、明らかな虐待はないとして、立ち入り調査などの対応をとっていませんでした。

立ち入り調査を受けたのは、山口県下関市長府豊城町の知的障害者の

自立を支援する福祉施設「大藤園」です。この施設の職員が利用者の顔を何度もたたいたり、暴言を吐いたりする映像があることが分かったため、下関市は4日、障害者総合支援法に基づいて立ち入り調査を行いました。

取材に対し、「大藤園」の木谷義孝理事長は、4日、虐待の事実を認め「虐待を行った職員は懲戒解雇する予定で、深くおわびします」と話しました。

この問題を巡り、下関市は去年4月、匿名の情報をを受けて、聞き取り調査などを行いましたが、虐待の事実は確認できず、職員研修を促すな

どの指導をしたと説明しています。しかし、今回の立ち入り調査のきっかけになった映像が入ったDVDの一部を、市の担当者が去年7月までに見ていたことが、関係者への取材で分かりました。

このとき市は立ち入り調査などの対応をとっておらず、担当者は取材に対し、「自分が見た場面では身体的な暴力などの明らかな虐待はないと判断した」と説明しています。虐待の疑いへの対応が結果として先送りされたことについて、下関市は「対応に問題はなかった」としています。
(NHK web ニュース 6月5日 18時13分)

ライブと講演

うすいまさとさんライブ&トーク(神戸初！)

シンガーソングライターでそれぞれ別の発達障害を持つ三人の子どもの父親でもあるうすいまさとさんが、神戸で初のライブ&トークを行います。ライブ&トークでは、発達障害を持つ子どものママへの思いを代弁した感動的な歌「ママへ」や、自閉症などの障害を軽快なタッチでわかりやすく説明したユニークな歌「脳の歌」などの自作の歌を交えながら、自閉症の長男直人くん、アスペルガー症候群の次男義人くん、ウェスト症候群の長女ひとみちゃんの三人の子育てを通じて感じた思いや感動の体験を熟く語りま



&

発達障害臨床のトップランナーによるリレー講演

田中康雄

こころそだちのクリニック
むすびめ院長・北大名誉教授



竹田契一

大阪教育大学名誉教授
大阪医科大学 LD センター顧問



市川宏伸

日本発達障害ネットワーク理事長
元都立梅ヶ丘病院院長



2015年7月5日(日)9:30-16:30

神戸市立灘区民ホール5F ホール

竹田、市川両先生による
子育て相談室も開催。詳
しくはJDDnetHP。

神戸市灘区岸地通1-1-1

JDDnet ファンデレイジングフェア&セミナー「発達障害の未来へ、つながろう、いま。」

○プログラム

9:30-10:50 うすいまさとさんライブ&トーク

11:00-12:10 竹田契一氏講演「小学生に見られる読み書き障害の基礎理解と関わり方」

13:30-14:50 田中康雄氏講演「発達障害とその周辺で考えあぐねていること」

15:10-16:30 市川宏伸氏講演「発達障害に向き合う-医師として、親として-」

○申し込み方法

日本発達障害ネットワークHP または つみきの会 HP から専用フォームにてお申し込みください。

○参加費 一人2500円(学生無料) ○申込締切 6月30日 当日受付もあります。

○主催 日本発達障害ネットワーク(JDDnet) ○協力 NPO 法人 つみきの会

○後援 兵庫県医師会

○問い合わせ つみきの会事務局 gate@tsumiki.org TEL078-928-6080(平日10時-14時)



夏の研修会のお知らせ

平成27年度 発達障害講演会

子どもの発達障害 いま 何をすべきか

日時

平成27年 **8月1日（土）**
10:00～16:30
（受付開始9:30～）

会場

奈良県文化会館 小ホール

【対象】 一般（保護者・支援者等）
※定員300名＜定員に達し次第×切ります＞
【費用】 1000円（資料代等）

でいあーでは毎年夏の研修会を開催しています。今回は3名の方に講演をお願いしました。発達障害のある子どもたちにとっての将来の自立に向けて、いま必要なことは何かをそれぞれの立場からお話ししていただきます。幼児から高校生までを対象として、発達障害に関心をお持ちの方やお子さんへの関わりに悩んでいらっしゃる方々と共に考えていきます。多数の参加をお待ちしています。

【プログラム】

■講演Ⅰ（10:00～12:00）

演題 『発達障害のある子どもの教育を考える
～合理的配慮とユニバーサルデザインの考
えを踏まえながら～』

講師 石塚 謙二氏
（大阪府豊能町教育委員会教育長）

前文部科学省特別支援教育教育調査官（知的障害・発達障害教育担当）、特別支援育士スーパーバイザー。授業のユニバーサルデザイン研究会副代表。特殊教育から特別支援教育への進展を牽引。また、特別支援教育の考え方を取り入れた、授業のユニバーサルデザイン化を提唱し、通常の学級での授業改革を推進されています。

■講演Ⅱ（13:00～15:00）

演題 『ライフサイクルを通しての
発達障害の支援のあり方』

講師 飯田 順三氏
（奈良県立医科大学教授）

精神保健指定医、日本精神神経学会精神科専門医、指導医、日本児童青年精神医学会認定医。専門は児童思春期精神医学、発達障害。日本児童青年精神医学会理事、日本サイコセラピー学会理事、日本ADHD学会理事、日本精神神経学会代議員をされています。

■講演Ⅲ（15:00～16:30）

演題 『自立・就労に向けて
身に付けておくチカラとは』

講師 小島 秀一氏
（奈良サポートワーククラブ理事長）

障害者職業センターから就業・生活支援センターを経てグループホームや相談支援事業所の管理者として約33年間勤務。相談や就職・生活支援の専門家です。本年6月にNPO法人を立ち上げ、働きたい気持ちを持っている障がいのある方やニート・ひきこもりの方たちをサポートされています。

申込×切…平成27年7月26日（日）

【申込方法】FAXまたはE-Mailにて申し込み下さい。

FAX: **0742-62-7747** → 裏面申込書

E-Mail: deardeer@hozanji-wel.org

※メールの件名は「8/1講演会申込」とし、
①お名前（ふりがな）、②ご所属、③ご職種、
④ご連絡先、⑤お住まいの地域をご記入ください。



【主催】

奈良県・奈良県発達障害支援センターでいあー

☆問い合わせ先☆

奈良県発達障害支援センター でいあー

TEL: 0742-62-7746

奈良県障害者支援センターでいあー

平成27年度 事業計画

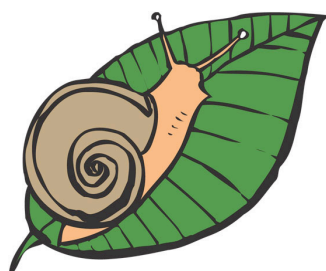
奈良県発達障害支援センターでいあー

平成27年4月 現在

区 分	年間の対象数	実施方法（具体的に）	実施頻度	備 考
1. 発達障害児・者及びその家族等に対する相談支援 （対象：当事者本人・家族・関係機関）	実 600 人 延 2000 人	○発達障害に関する各般の問題について、発達障害児(者)及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導・助言をするとともに情報提供をおこなう。 ○発達障害児・者に対する相談支援は、来所による面談のほか、電話またはEメールを用いた相談・連絡を実施するものとする。地域の発達障害児・者のニーズや相談内容に応じ、弾力的な対応を図るものとする。	○相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の 9:00～17:00 まで ○個別相談 最大 1 日 8 ケース実施し、相談時間はおおむね 1 時間とする	○インテークは基本的に電話・Eメールでおこなう。相談受付のやり取りを実施し、来所による相談を実施。 ○時間外の相談対応は基本的におこなわない。電話に関して、留守番電話設置により、近い開所日に対応する。 ○左記以外に、電話などでの簡易な相談、関係機関および施設・企業への助言を実施する。
2. 発達障害児・者及びその家族等に対する発達支援 （対象：当事者本人・家族・関係機関）		○発達障害児・者及びその家族に対し発達に関する相談を実施し、家庭での発達障害児・者に関する指導又は助言、並びに情報提供を行う。必要に応じてこども家庭相談センター、知的障害者更生相談所及び医療(保健)機関、福祉事業所、教育機関等と連携を図るものとする。 ○障害児・者事業所及び保育所・学童支援に入所している発達障害児・者に対する指導又は助言をおこなうものとする。 ○夜間等緊急時や行動障害により、一時的な保護が必要となった場合には、ショートステイ等の福祉サービス事業所と連携し、調整をおこなう。		
3. 発達障害者に対する就労支援 （対象：当事者本人・家族・関係機関）		○就労を希望する発達障害者に対し、就労に向けて必要な相談等による支援をおこなう。必要に応じて公共職業安定所（ハローワーク）、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターや、福祉事業所との連携を図るものとする。		

4. 関係施設及び関係機関等に対する、普及啓発及び研修			
区 分	年間の対象数	内 容	詳 細
①発達障害テーマ別講演会・研修 (継続) 対象者：一般 (保護者・支援者)	延 800 人	発達障害に関わるテーマを設定し講演会・研修会を実施する。 講師は、支援をおこなう専門家から、家族・当事者を含め幅広く依頼をおこなう。受講者についても広く一般を対象とする。	○発達障害講演会 「発達障害を知ろう ～正しく理解、明るく支援～」 平成 27 年 4 月 4 日実施 (280 名参加) ○発達障害支援講演会・シンポジウム 平成 27 年 8 月 1 日 実施予定 ○発達障害の青年・成人期の支援 「就労支援セミナー(仮)」 (県内就業・生活支援センター 共催予定) 平成 27 年 12 月ごろ 実施予定
②保護者対象講座 対象者：保護者	実 120 人 延 120 人	幼児期から学齢期の子どもを育てる家族への、ライフステージに沿った支援の構築を目的として実施する。 ペアレントメンター(新規) 同じ悩みを持つ保護者同士が気軽に相談・情報提供の出来る相手である「信頼のおける相談相手」を目指すもの。 ※メンターの養成を開始する	○ペアレントメンター養成講座(事前研修) 平成 27 年 10 月ごろ 開催予定 ※周知のため、支援者も参加可 ○ペアレントメンター養成講座(ベーシック) 平成 28 年 1 月ごろ 開始予定
③支援者対象実践講座 (継続) 対象者：支援者	実 12 人 延 24 人	発達障害に関わる支援者を対象とした、発達障害児者への見立てと支援計画を学ぶための実践研修会を実施する。	○トレーニングセミナー at でいあー 平成 27 年 7 月 4・5 日実施予定 (2 日間連続講座) (自閉症 e サービスなら 協力)
④小規模研修会 (継続) 対象者：支援者 一般		福祉・教育・医療・労働等の関係機関及び各種団体に対して、事業説明等を含めた発達障害支援に関する研修及び事例検討会を実施する。	※依頼により随時実施する
⑤ホームページ・パンフレット		パンフレットの発行・ホームページを公開し、広く情報提供をおこなう。	

※年間の対象(見込み)数欄のうち、実人数の場合は「実」、延利用人数の場合は「延」として記載。



「多様な教育機会確保法（仮称）案」【概要】[座長試案]

（義務教育の段階における普通教育の多様な機会の確保に関する法律案（仮称））

○目的及び基本理念

〔目的〕

この法律は、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢を超えた後に義務教育諸学校への就学を希望する者（当該学校での教育を十分に受けずに中学校等を卒業した者を含む）がいることを踏まえ、多様な教育機会確保のための施策を総合的に推進することを目的とする。

〔基本理念〕

多様な教育機会確保のための施策は、教育基本法に則り、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢超過後に就学を希望する者が、年齢又は国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにすることを旨として行われなければならない。

○責務

〔国の責務〕

国は、基本理念にのっとり、多様な教育機会確保のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

〔地方公共団体の責務〕

地方公共団体は、基本理念及び基本方針に則り、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

○基本方針

文部科学大臣は、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の意見を聴いた上で、基本方針を定めなければならない。

○学校以外で学習する子供の教育の機会の確保

- ・保護者は、子供の状況等を考慮し、個別学習計画を作成して市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる。
- ・市町村教育委員会は、訪問等の方法により子供に対して学習支援を行う。
- ・当該保護者は、就学義務を履行したものとみなす。

○学齢超過した後に就学を希望する者の教育の機会の確保

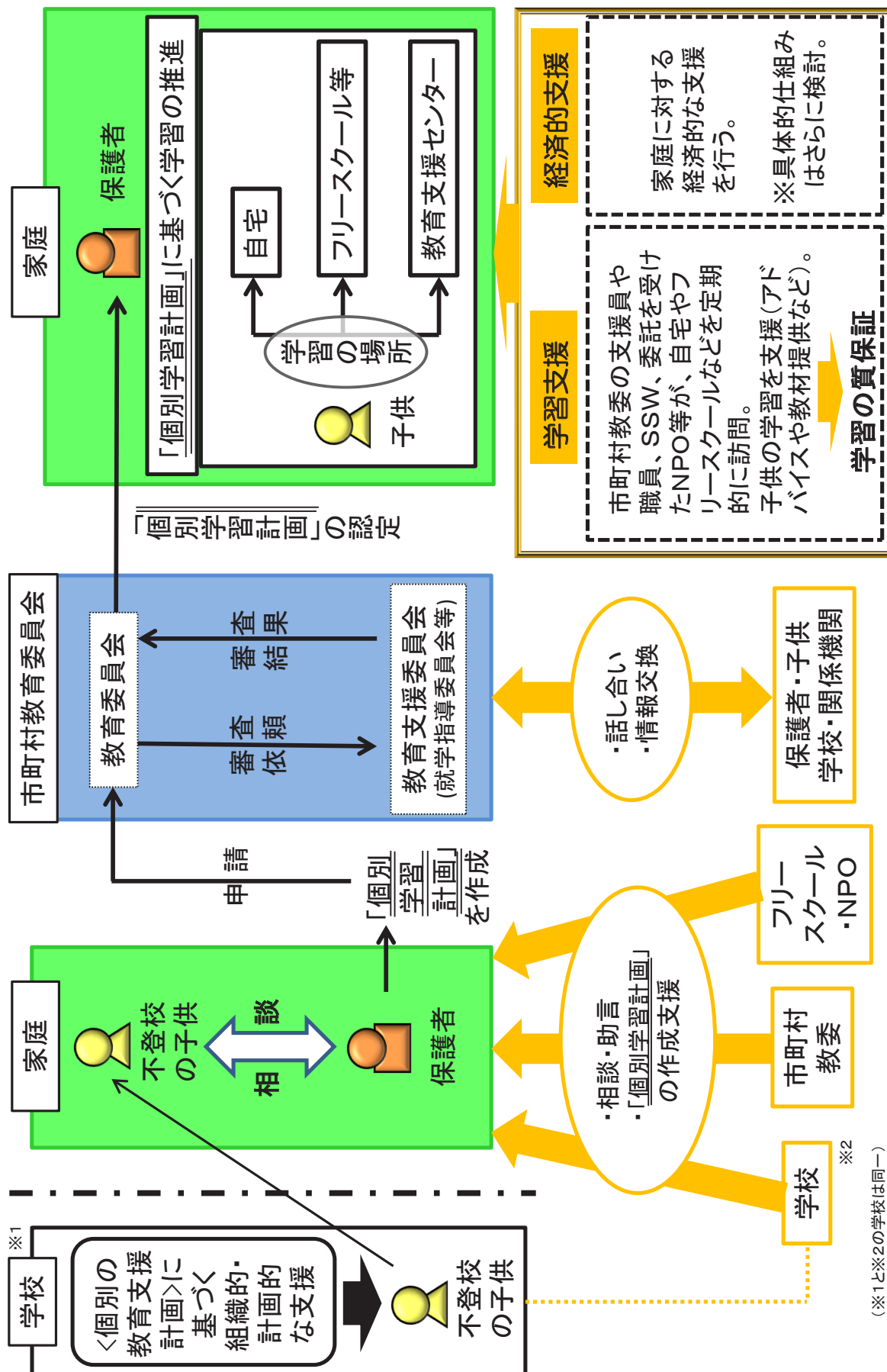
- ・都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、適切な役割分担の下、学齢超過者が希望した場合、義務教育諸学校への就学の機会その他の学習機会が確保されるよう必要な措置を講じる。
- ・都道府県教育委員会と都道府県内すべての市町村教育委員会との間で役割分担を決定するために必要な協議を行うため、都道府県ごとに協議会を置く。
- ・国は、学齢超過者の就学の機会その他の学習機会の確保のため、地方公共団体の行う施策を支援するとともに、広報その他の啓発活動を行う。
- ・国は、義務教育諸学校等における学齢超過者の学習活動の充実に資する調査研究を行うとともに、その成果を普及する。

○財政上の措置等

- ・国及び地方公共団体は、多様な教育機会確保のための施策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

座長試案

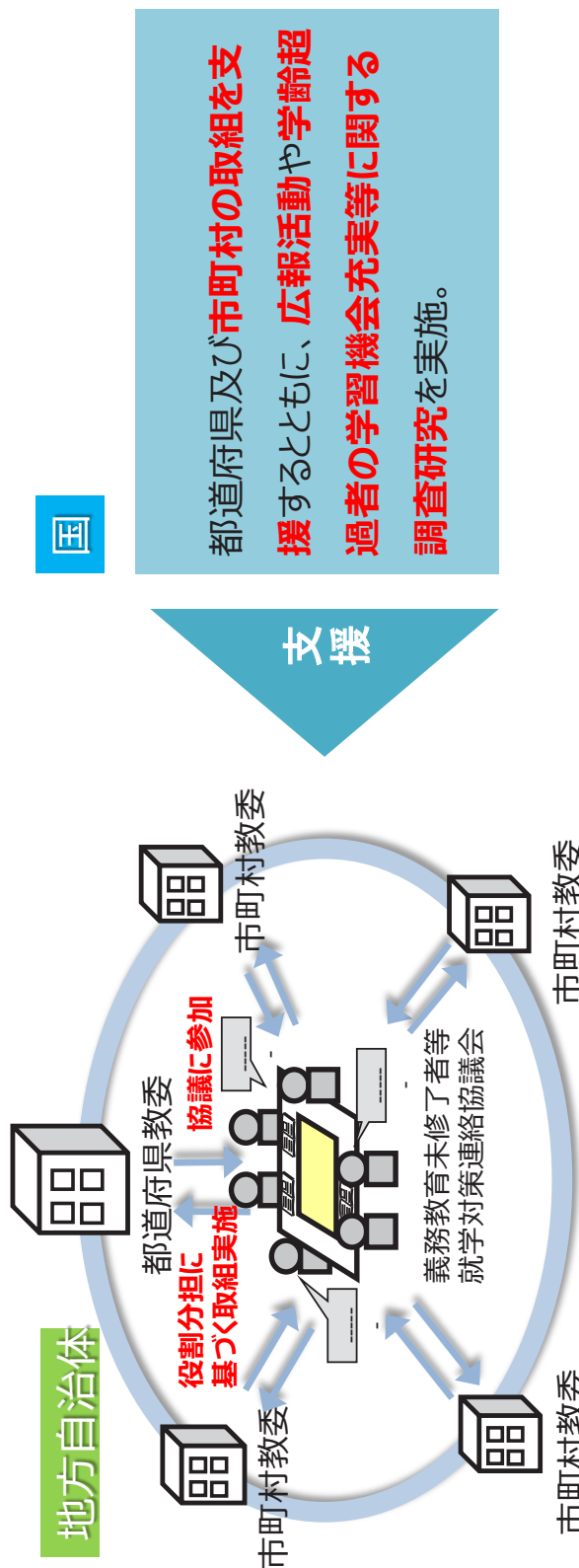
学校以外の場（フリースクールや自宅など）で学習する子供の教育の機会の確保(案)



※1
※2
(※1と※2の学校は同一)

座長試案

学齢超過した後に就学を希望する者の教育の機会の確保(案)



都道府県教委及び市町村教委には、**学齢超過者が希望した場合、義務教育諸学校への就学の機会その他の学習機会が確保されるような必要な措置を講ずる義務が生ずる。**

都道府県・市町村教委は、協議により規約を定めて「**義務教育未修了者等就学対策連絡協議会**」（仮称）を設置して**役割分担を協議・決定し、具体的な取組を実施。**

（役割分担に係る検討課題イメージ）

- ・就学希望者のニーズの把握方法の検討
- ・積極的な広報活動による潜在的ニーズの掘り起こし
- ・就学希望者が多いとみられる自治体による夜間中学の開設

- ・夜間中学開設に当たっての都道府県の支援
- ・他市町村の生徒を夜間中学に受け入れる場合の経費分担の仕組みの構築
- ・自主夜間中学等に対する支援 など

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円